2011年度 政策制度要請 埼玉県回答(8分野 39項目)

回答評価 〇:前進 △:一部前進 ×:前進せず 今後の方向性 A:完了 B:継続・再検討 C:断念

○-A: 完結

○-B:前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。△-B:一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。

△-C:一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。

×-B:新たな視点と切り口から再検討が必要。

×-C:現状では無理と判断。

 \bigcirc -A:7項目 \bigcirc -B:8項目 \triangle -B:6項目 \triangle -C:0項目 \times -B:9項目 \times -C:1項目

要請項目	県 回 答	評価・方向性
I. 総合経済・産業政策		
1. 労働者の雇用安定、適正な賃金水準、労働条件の	総務部、産業労働部、県土整備部、会計管理者	$\times - B$
維持、生活の確保と公共サービスの質的向上をはか	本県が民間事業者と契約(公契約)を締結して行う業務に	公契約条例についての
るため、以下の施策を講ずること。	ついては、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契	認識に大きなズレがあ
(1)労働法遵守を参加条件とする総合評価入札制度	約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要で	り、再要請が必要。
を導入すること。	あると考えております。	
特に、過去1年間における労働基準法等違反企業	契約締結の前提となる入札については、手続きの透明性、	
や不当労働行為企業を契約から排除すること。	競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であ	
(2) 安さを追求する競争入札から、公共サービスの	るよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必	
質の向上や自治体政策実現に資する入札に向け、公	要であると考えております。	
正労働、雇用継続、障害者雇用、男女平等参画、環	総合評価入札制度について、公共工事では、価格と品質を	
境、人権等を総合評価する公契約条例を制定するこ	総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」を、平	

要請項目	県 回 答	評価・方向性
と。 <要請の根拠> 自治体には、環境や福祉、男女平等参画、公正労働基準などの社会的価値の実現をはかる責務があり、このような政策を実現する上で、公契約入札を希望する企業にも、社会的価値の実現に向けた取り組みを求めることが必要である。 公共事業の低価格入札は、従事する労働者の賃金低下を招いており、従来の「価格入札」から社会的価値の実現をはかるための「政策入札」に転換していくことが急務である。 そのためには、総合評価入札制度の導入と自治体がどのような社会的価値を追求するのかを条例で宣言することが必要であり、さらには自治体の責任だけではなく、事業者の責務を明記し、自治体契約における入札手段をつうじて、社会的価値の実現を追求することを宣言する公契約条例が必要である。	成18年度から試行し、平成21年度から本格運用をしております。法令等を遵守し、社会的責任を果たしている業者を評価することについても引き続き行ってまいります。また、労働関係法令の遵守に関しては、公共工事の入札において、違反事業者に対する入札参加停止措置または警告を厳正に行っているほか、庁舎の維持管理・改修工事業務等では、労働関係諸法令の遵守を契約書面において受託業者に求めています。 さらに、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制限価格を設定し、極端な低価格による契約の防止に努めております。 公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと考えています。 今後とも、埼玉労働局など関係機関との連携の下、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう法令の遵守徹底を図ってまいります。	
2.ものづくり現場への就業意識を高めるため、工業 高校において以下の施策を講ずること。 (1)インターンシップ制度の全校導入と制度の充実 をはかること。	教育局 県立学校部 高校教育指導課 現在、全ての工業高校でインターンシップが実施されています。 また、県教育委員会では、インターンシップの充実を図るため、「高校生体験活動総合推進事業」における「就業体験の推進校」の指定を行い、インターンシップの取組をスムーズに進められるようサポートをしています。 今後も受け入れ企業と連携し、生徒の就労意識の向上を図	の充実に向けて、さら なる取り組みが必要で

要請項目	県 回 答	評価・方向性
(2)産業界の技術者等の外部講師を積極的に活用する等、理論に偏らない実践カリキュラムの充実をはかること。	ってまいります。 県教育委員会では、外部講師の活用を目的として、「スペシャリストに学ぶ実施校の指定」を行っています。 この指定校では、秀でた技術・技能を持った民間人等を講師に招き、専門教科・科目の実技等を中心とした授業を行うことにより、生徒の興味・関心を高め、学習意欲や専門技術を向上させるなど、指導内容の充実を図っております。 また、「実践的職業教育推進プロジェクト」では、高度熟練	要請内容については取り組まれていると判断 する。今後の進捗状況
	技能者を外部講師にお願いし、旋盤や建築等の分野で高度な技術指導を受け、技能検定2級合格を目指しております。この取組は、技術の継承を図るとともに授業で学んだ理論を体験を通して実践する内容となっております。 県教育委員会といたしましては、今後も実践的な取組を進めてまいります。	
(3)協力する企業・団体に対し奨励金などの支援策を講ずること。 <要請の根拠> 我が国の産業は、知識と経験に裏打ちされた技術、技能、運用ノウハウなどが競争力の源泉であり、これらを担う人材の確保・育成は急務である。 産業自体の持続性、安定性を鑑みれば、ものづくりを実感できる初等・中等・高等教育の実施が必要であり、子どもたちが高度熟練技術・技術者と接することにより、ものづくりへの憧れも生まれてくる。	インターンシップの受け入れでは、生徒の職業観の育成の ため、多くの企業等にご協力をいただいております。 県教育委員会では、インターンシップの受け入れに御協力 をいただいた企業等に対しまして、「埼玉教育応援団」協力証 を交付させていただくことにより、御協力を奨励しておりま す。 また、3年間継続して受け入れていただいた企業に対し、 県知事から感謝状を贈呈しています。学校独自に感謝状を贈 呈している事例もあります。	インターンシップ受け 入れ企業の負担軽減に 対する考え方が、要請
3. 社会人として必要とされるコミュニケーションに 係わる能力が、子どもたちに身に付くように、学校		○-A 平成 24 年度新規事業

んでおります。 また、県では、授業で生徒が主体的に活発に発言し合う新 しい授業法の開発や、コミュニケーション活動を生かした学 習指導の在り方について教員研修を行うなどの施策を展開し ております。

チャー活動を実施するなど、一層多岐にわたる活動に取り組

平成24年度は、新規事業「未来を拓く『学び』推進事業」を実施します。この事業は、将来を担う生徒に不可欠な思考力・判断力・表現力とあわせてコミュニケーション能力やICT活用能力などの育成を図るものです。

今後とも、コミュニケーションに関わる能力が、しっかり

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	と子どもたちの身に付くよう取り組んでまいります。	
 Ⅱ. 雇用労働政策		
1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支		
援である高校生のインターンシップ制度の充実に向		
けて、以下の対策を講ずること。		
(1)職種の拡大と期間の延長を実施すること。	教育局 県立学校部 高校教育指導課	△—B
<要請の根拠>	インターンシップを実施するにあたって、職種の拡大と期間	県として新しいプログ
平成 21 年度県内の公立高校では 160 校中 100 校が	の延長は意義のあることと考えます。	ラムなどに取り組んで
インターンシップを実施している。インターンシッ	現在、各学校では、地域の企業や商工会議所と連携し、学校	おり要請の主旨は理解
プ制度は高校生の望ましい勤労観・職業観を育成し、	の実態や生徒の特性、進路等を考慮しながら、インターンシ	されていると考える。
学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション	ップを実施しております。	しかし、職種の拡大や
能力を向上させる上で、極めて高い教育効果をもつ	職種については、御指摘の製造業については、実施業種とし	期間の延長について
ものと考える。参加する高校生も普通科を含めて増	ては、最も高く全体の 21.5%を占めております。	は、再度検討し要請を
やしていく必要がある。しかしながら、実施に向け	また、実施期間につきましては、各学校が受け入れ企業等と	行いたい。
ては企業の協力が必要であり安全面などの課題もあ	調整の上、決定しているところです。	
ることから現状は長くて1週間と短期でのインター	今後も、関係機関等と連携し、学校の特色に合わせたインタ	
ンシップとなっている。中小企業や製造業などにも	ーンシップの実施を通して高校生の職業観の育成や就労意識	

産業労働部 就業支援課

の向上を図ってまいります。

広く協力を呼びかけ、さまざまな職種を体験できる

ことが、高校生の将来を考える上で重要であり、サ

ービス業や小売業を中心としたインターンシップか

ら職種を増やすことが必要である。

インターンシップの受け入れ増加と内容の充実を図るため、実態調査を行った結果、企業が受入れを負担に感じている実態が明らかになる一方で、地元商工会等と連携して様々な職種で効果的なインターンシップを実施している事例もありました。調査結果の概要を関係者にフィードバックし、今後のインターンシップ実施に活用していただきます。

また、「埼玉県版ジョブシャドウイング」等の実施を通じ、 受入企業の負担を軽減し、参加生徒にも効果的なプログラム

要請項目	県 回 答	評価・方向性
(2) インターンシップ制度受け入れに協力する企業に対して奨励金などの支援策を実施すること。 <要請の根拠> インターンシップ制度に対して受け入れ協力する 企業に対して奨励金などの支援策も必要である。	を開発することで、より一層の受入企業の拡大を図ってまいります。 教育局 県立学校部 高校教育指導課 インターンシップの受け入れでは、生徒の職業観の育成のため、多くの企業等にご協力をいただいております。 県教育委員会では、インターンシップの受け入れに御協力をいただいた企業等に対しまして、「埼玉教育応援団」協力証を交付させていただくことにより、御協力を奨励しております。また、3年間継続して受け入れていただいた企業に対し、県知事から感謝状を贈呈しています。学校独自に感謝状を贈呈している事例もあります。 産業労働部 就業支援課 受入れに御協力いただいた企業に対してのメリットづくりについては、適切な手段について、多様な面から検討してまいります。	×一Bインターンシップ受け 入れをする企業の負担軽減などの理解がなく、再度検討し要請を 行いたい。
2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。 (1) 県や外郭団体も事業主として、障がいのある人の雇用をより進めるために、在宅勤務での雇用をはかること。 <要請の根拠> 障がい者にとって通勤する負荷は過大なものであり、在宅勤務という新しい形での働き方は、とても働きやすい勤務形態である。障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、社	総務部 人事課 現在、県では、身体障害者を対象とした選考採用のほか、 知的障害者に対する職場実習、臨時職員採用を通して、障害 者の雇用促進に努めております。 また、今年度はこれまでになかった新たな取組として、障害の区分を設けない形での臨時職員の採用を実施し、さらなる障害者の雇用を進めているところです。 在宅勤務などのテレワークの導入については、障害者に限	×一B 県として在宅勤務は難 しいとの回答であり、 雇用拡大に向けては、 さらに取り組みが必要 と考える。他の視点で の要請を検討する。

会参加を一層進めていく必要がある。県の業務でも

在宅勤務対応可能な仕事があると考えることから、

らず職員のワークライフバランスの推進や非常時の業務継

続、多様な人材の活用など、一定の効果が期待できるところ

	県 回 答	評価・方向性
率先して在宅勤務での雇用をはかることで、障がいのある方の雇用について、企業はもとより県民の理解がさらに深まるものと考える。	であり、総務省においても、導入ガイドを作成するなどして テレワークの普及促進を図っております。 一方で、平成20年7月に、人事院における「国家公務員の テレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」から 出された報告書において、情報漏えい防止のためのセキュリ ティをどうするか、必要な機器などの確保や費用分担をどう するか、勤務時間や安全の管理をどうするかなど在宅勤務実 施上の留意事項やさまざまな課題が言及されています。これ らの在宅勤務の留意事項、課題は地方自治体における障害者 雇用に際しても同様であると考えます。 県といたしましては、引き続き、国や他の都道府県の動向 を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。	
(2) 在宅勤務できる企業の誘致や開拓を行い、在宅 勤務の斡旋をおこなうこと。 <要請の根拠> 在宅勤務できる可能性のある企業に対しては個別 に開拓や依頼を行い、就業支援の観点からも在宅勤 務の斡旋が必要である。	産業労働部 就業支援課 在宅勤務に関しては、国が助成制度を設けて、在宅勤務が進むよう支援しています。 県でも、企業現場での就労が困難な障害のある方への支援は、重要であると考えております。 そこで、県では平成19年度にIT関係企業を誘致して、サテライトオフィスにおいて就労が出来るようにしました。このサテライトオフィスでは、現在21人の障害者の方が活き活きと働いておられます。また、在宅勤務の助成制度についてパンフレットを作成し、職員が企業訪問する際に持参してPRに努めています。さらに、県障害者雇用サポートセンターに在宅就労の専門スタッフを配置し、障害者の在宅勤務に取り組む企業を支援しています。 今後も在宅勤務が進むよう支援を行ってまいります。	○一B 2010県回答の情報提供 から、パンフレットの 作成、職員の企業訪問 によるPRの取り組み など前進がは理解 を計画を考える。 のPRや斡旋の強化 ど注視していく。

3. 中小企業の雇用対策として、県内のさまざまな特徴をもった中小企業を就職希望者に対して、わかりやすくPRすること。

<要請の根拠>

県内の 97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように宣伝広報などに多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も多くある。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてわかりやすくPRすることで中小企業をはじめとする県内企業の活性化につなげていく必要がある。

産業労働部 就業支援課

県が運営しているインターネットを利用した求人求職の総合サイト「彩の国仕事発見システム」は、人材を募集したい企業が無料で求人情報を掲載できるものです。

企業の情報を就職希望者によりお伝えできるよう、各企業 が実施されているか注 のPR項目も設定しておりますので、その活用について一層 視していく。 の周知を図ってまいります。

産業労働部 産業人材育成課

埼玉県内には多くの魅力ある中小企業がありますが、PRの機会の不足等により、求職者がこうした企業を知らないため、大企業志向や就業者の県外流出等につながっていると考えられます。

このため、県では、インターネット上に、地元企業の魅力を発信するサイト「埼玉県内企業魅力紹介システム」を平成21年度に開設しました。(平成24年2月29日現在掲載企業数616社。)

このサイトでは、企業概要の紹介とともに、「働くおもしろ さ」や「先輩からのメッセージ」、インターンシップの取組な どの情報も提供し、県内企業のPRを行っています。

今後とも、こうした情報提供を充実し、多くの求職者が地元の魅力ある企業を発見し、就職することを促進してまいります。

産業労働部 産業支援課

平成 22 年度から、県内中小企業に意欲的な取り組みを宣言 してもらう埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度を実施し ています。

登録企業への支援策の一つとしまして、希望する登録企業に対しましては、県ホームページから企業のホームページにリンクを貼ることにより、当該企業の紹介をしています。

\bigcirc —B

要請の主旨は理解されており、総合サイトの活用などを含めた周知が実施されているか注視していく。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	また、地域に愛される工場づくりに取り組む、技術力や環境面で優れた県内工場を彩の国工場として指定しています。 県ホームページで各工場の見学受入の取組みを紹介するとともに、希望する企業のホームページにリンクを貼ることにより、当該企業の紹介をしています。	
 4. 求職者および就職困難者に対する就労支援策とし	産業労働部 就業支援課	 ○—B
て、県の事業による仕事の確保と創出で生活を支援		0 2
する制度と、将来にわたる就労を目的とした訓練制		
度を一体化させた、「公的訓練・就労制度」を創設す	てまいります。	基金事業などの状況を
ること。	県が委託した人材派遣会社が新卒未就職者等を短期雇用	注視していく。
<要請の根拠>	し、派遣先で働きながら知識や技術を習得して正規就職を目	
県が重点政策としている「川と緑の再生事業」や耕		
作放棄地の活用、森林や河川の保全・整備等の、県	<平成 23 年度実績(3 月 15 日現在)>	
がおこなう公的な仕事に就労させるとともに、これ	\\\\\\\\\	
らの就労に関する職業訓練を同時に進める。このよ		
うに、未就職者が将来の就職につながる職業訓練と	雇用者数(事業参加者数) 94 人	
生活支援とを同時におこなう制度を創設し、更なる	就職者数(派遣先その他で就職が決まった人数) 86人	
雇用創出と就労支援を強化していくことが必要であ		
る。	<平成 24 年度計画>	
	雇用期間 6か月(基礎研修:2か月、派遣研修:4か月)	
	対象者学校卒業後5年以内の未就職者・失業者	
	雇用者数(事業参加者数) 80 人	
	農林部	
	(農業ビジネス支援課) - 県農林部では、耕作放棄地を解消・活用するための取組を	
	「泉辰州前では、耕作放棄地を解消・石用するための取組を 推進しており、取組主体が行う再生作業に未就労者を雇用す	
	福建しており、収租主体が11月7日生作業に不成力有を雇用することも可能です。	
	ることも可能です。 具体的な事例としては、路上生活者の自立を支援するNP	
	一大世界は事別ししては、四上工作年の日立で入版する111	

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	〇法人からの相談を受け、関係市、埼玉県農林公社とともに候補地の選定、耕作放棄地の解消、農地の貸借等について支援しているところです。 (森づくり課) 森林での雇用機会の創出については、平成22年度から森林ふれあい施設や生活圏に隣接する藪化した森林において、除伐や間伐、枝落としなどを実施しています。また、研修・訓練制度につきましては、平成22年度から林業就業を希望する失業者を対象としたチェーンソーや刈払機の安全教育や林業作業(OJT)を実施しています。	
Ⅲ. 福祉·社会保障政策		
1. 県内の何処に居住していても安心して受けられる	1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○-B
「医療・看護」体制の整備をはかること。特に救急	救急医療は、受入医療機関が年々減少する一方、患者ニー	
医療と周産期 (妊娠 22 週から出生後 7 日未満) 医療		救命救急センターと総
の充実をはかること。	そこで、夜間に集中する軽症患者に対応するため、開業医	
<要請の根拠>	に拠点病院での診療支援をしていただく取組を県内6か所の	ターの整備を進めてい

埼玉県は全国でもっとも早いペースで高齢化が進 むことが予測されている。高齢者数の増加は必要と する医療サービスの需要増加となることは明らかで ある。そのためにも県内医療サービスの供給体制を 整備する必要がある。

救急医療については、2010年度救急搬送で3回以 上受け入れを拒否されたケースが約1万6千件、前 年度比でも増加傾向にある。また、他県の事例であ るが、救急車で搬送される妊婦の受け入れ拒否によ り死亡事故もおきている。このような搬送に時間が かかり事態が悪化するようなことがあってはならな 拠点病院で実施しています。

また、24 時間 365 日で救急医療に対応する小児専門拠点病 院の整備や、生命に危険のある子どもを集中的に治療する施士 設の整備を進めています。

救急医療の最後の砦である救命救急センターについては、 県内8か所目となるセンターの整備を進めています。

周産期医療は、低出生体重児の増加などにより医療が必要 な新生児が増加する一方、新生児集中治療室、いわゆるNI CUの不足など、受入体制の強化が課題となっています。

そのため、本県唯一の総合周産期母子医療センターにおい て、NICUを30床から60床へ大幅な増床を図ります。

ることについては、一 定の評価はする。ただ し、県内何処に居住を していても安心できる 医療体制については、 拠点数の増や搬送時間 の平準化などを求めて いく必要がある。

要請項目

県 回 答

評価 • 方向性

V

県民の安心・安全のためにも救急医療および周産期 医療体制の充実をはかる必要がある。また、現在、 新都心に計画されている「高度救命救急センター」 と「総合周産期母子医療センター」の早期立ち上げ はもとより、県内何処に居住しても安心できる医療 体制の充実が求められている。

2. 救急医療等で働く医師・看護師・コメディカル (医師・看護師以外の医療従事者) および介護現場で働く者の労働条件を充実すること。

<要請の根拠>

厚生労働省調査によると全国で 2.4 万人の医師不足が確認されており、埼玉県の医師数については、 9,954人と 10年間で 2,228人増加してはいるが、人口 10万人当たりの常勤換算医師数は 103.5人 (2009年)と全国最下位である。

介護職員数についても134.3万人(2009年)と年々増加傾向にはあるが、社会保障国民会議が行ったシミュレーションによると「団塊の世代」が75歳以上になる2025年には約250万程度の介護職員が必要になるとされている。

また、介護職員の離職率は20%弱と比較的高い数値を示している。賃金についても単純な比較はでき

また、脳血管疾患等の重篤な合併症や出産後の大量出血等により救命処置を必要とする妊産婦の受入れ又は受入先の手配を行い、母体救命の砦となる施設を設置しています。

救急医療や周産期医療の分野で最もハイレベルな医療を提供する高度救命救急センターや総合周産期母子医療センターについては、これまで荒川の西側に1か所があるだけでした。そこで、建替計画のあるさいたま赤十字病院と県立小児医療センターをさいたま新都心に移転立地し、両者を一体的に整備することにより、県内2か所目となる高度救命救急センターと総合周産期母子医療センターを整備してまいります。こうした取組を進めることにより、県内のどこに居住しても安心できる医療体制を整備していきます。

保健医療部 医療整備課

県では、医師確保に関する施策については、「医師の誘導・ 医療分野における取り 定着策」と「勤務医の負担軽減・処遇改善策」を柱として推 組みについては、一定 進しています。 の理解は出来る。しか

まず、「医師の誘導・定着策」として、地域に定着する医学 生の誘導と既に医師資格を有する研修医の確保、女性医師の 就業支援を進めています。

次に、産科医、小児科医、救急医などの「勤務医の負担軽減・処遇改善」を図る取組として、産科、小児科、救急を担当する医師や看護師に対して医療機関が支給する手当や研究活動費の一部を補助しています。また、医師の負担を軽減するために、医師事務作業補助者(医療クラーク)を雇用する救急医療機関に対する支援などを行っています。

一方、看護師等の確保に関する施策については、「養成支援 策」、「離職防止・定着促進策」、「復職支援策」を柱として推 進しています。

 \bigcirc – B

要請項目	県 回 答	評価・方向性
ないが、介護職員の賃金水準は産業全体と比較して	まず、「養成支援策」として、看護師等養成施設の運営を支	
低い傾向にある。	援することにより、養成力の強化と教育内容の充実を図ると	
このように医療を担う医師や看護師などの不足は	ともに、経済的な理由で就学困難な看護学生に対して、育英	
深刻な課題であり、救急医療など厳しい現場や介護	奨学金を貸与しています。	
現場などで働く労働者に見合う労働条件と処遇の改	次に、「離職防止・定着促進策」として、病院内保育所や看	
善が必要である。	護師宿舎の整備など働きやすい職場環境の整備に取り組み、	
	看護師の離職防止や職場定着を進める病院を支援していま	
	す。	
	さらに、「復職支援策」として、看護職の資格を持ちながら、	
	職に就いていない潜在看護職員に対して、無料職業紹介事業	
	や再就業を円滑に進めるための最新知識や技術を習得する講	
	習会を実施するなどの支援を行っています。	
	県といたしましては、今後もこうした事業を通じて、医師	
	や看護師等がより働きがいを持って仕事に取り組めるように	
	努めてまいります。	
	福祉部 高齢介護課	
	介護従事者の人材確保・処遇改善を図るため、平成 21 年 4	
	月に介護報酬の3%アップが図られ、さらに、介護職員の処	
	遇改善を図るため、介護職員処遇改善交付金の助成制度が平	
	成21年10月から平成24年3月まで実施されております。	
	県としては、介護事業者に対し、この介護職員処遇改善交	
	付金制度の積極的な活用により、介護職員の賃金改善並びに	
	処遇改善を図るよう取り組んでまいりました。	
	また、さらなる介護職員の処遇改善を図るため、平成24年	
	度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着に向け、	
	職員の処遇改善が具体的に反映されるような仕組みを導入するなどの業別場の実験をWまるも思想しません。	
	るなど介護現場の実態を踏まえた報酬見直しを行うよう国に	
	要望してまいりました。	
	その結果、平成24年4月からの介護報酬改定において、全	

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	体で 1.2%のプラス改定が行われるとともに、交付金制度と同様の要件が設定された介護職員処遇改善加算が新設されることになりました。 県としては、介護事業者がこの処遇改善加算を取得し介護職員の賃金改善を図るよう指導していくなど介護職員の処遇改善に引き続き取り組んでまいります。	
3. 自殺の原因となっている様々な社会的要因に的確	保健医療部 疾病対策課	$\triangle - B$
に対応できる相談体制等の充実と、自殺のサインを	精神保健福祉センターや保健所では、心の健康問題に関す	県の取り組みに対して
早期に気付くことが出来る地域・職場・教育の場等	る相談を電話や来所により受けています。さらに精神保健福	は、一定の評価は出来
における「ゲートキーパー」の養成に積極的に取り	祉センターでは、うつ病や依存症に関する様々な悩みについ	るが、児童・保護者等
組むこと。	て電子メールでの相談にも対応しております。	に対する相談カードの
<要請の根拠>	また、多重債務被害者支援団体の「夜明けの会」に委託し、	取り組み以外は、新た

〈 晏 請 の 恨 拠 /

人の命は何ものにも代え難く、また、自殺は本人に とってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周 りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたら し、社会全体にとっても大きな損失である。現実に 未だ13年連続3万人を超える自殺者がいることを鑑 みると、現状の相談体制に甘んじることなく、あら ゆる場所に、幅広い相談体制が充実している必要が ある。

また、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応 をはかるために当事者に身近に接することのできる 地域・職場・教育の場等における「ゲートキーパー」 の養成が必要である。

自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題に対する 生活相談と、心の健康に関する相談に、弁護士や司法書士、 精神保健福祉士などの専門家が同一会場で対応する「暮らし とこころの総合相談会」を毎週木曜日に開催しており、相談 万人を超える自殺者が しやすい体制を整備しています。

ゲートキーパーの養成については、精神科を専門としない かかりつけ医等がうつ病などの精神疾患に対する理解向上や 精神科への早期受診につなげるため、「かかりつけ医うつ病 対応力向上研修会」を埼玉県医師会に委託して実施していま 1,700 人前後で推移し す。

さらに、うつ病の診療・支援基盤を強化するため、精神科 医と一般かかりつけ医との連携体制の構築に向けた取り組み を行っています。

この他、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進して いくことが重要なことから、市町村が行うゲートキーパー養し 成講座等の人材養成事業に対し、補助を行っています。

な取り組みは見られな

全国では14年連続で3 出ている。埼玉県にお いても自殺者数は平成 10年以降1.400人を紹 え、平成20年以降は ている状態である。 このような現状である ことを考えると、これ らの取り組みがさらに 広く県民に周知・理解 されることが必要であ ると判断する。

要請項目	県 回 答	 評価・方向性
要請項目	県 回 答 産業労働部 勤労者福祉課 自殺予防も含めた職場のメンタルヘルス対策として、労働教育講座、労働相談の中で取組みを進めました。 平成 23 年度の取組み ・メンタルヘルスに関する労働教育講座 16 回開催 (開催見込み分を含む) ・メンタルヘルスに関する労働相談 44 件 (平成 24 年2月末現在) 平成 24 年度も自殺予防も含めた職場のメンタルヘルス対策として、労働教育講座、労働相談の中で取り組んでまいります。 教育局 県立学校部 生徒指導課 本県においては、いじめや不登校、学校生活、性格などの悩みを抱える児童生徒や保護者の相談に応じるため、電話教育相談を 24 時間、365 日実施しています。 さらに、平成 23 年 4 月には、相談窓口等を掲載した「相談窓口広報カード」を小学校 4 年生以上の児童生徒のほか、その保護者、教職員に配布し、広報するとともに、生命を大切にするメッセージを発信しました。また、臨床心理に関する専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立中学校、一部の高等学校などに配	評価・方向性
	また、臨床心理に関する専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立中学校、一部の高等学校などに配置し、児童生徒の心の相談に応じています。 今後とも、児童生徒や保護者の様々な悩みに応じ、自殺のサインを早期に発見するため、相談体制の充実に努めてまいり	
IV. 交通政策 1. 自動二輪車駐車場の整備促進に向けて以下の施	ます。 策	

を講ずること。

(1) 県庁および各公共施設においても自動二輪車専 用の駐車場を設置すること。

<要請の根拠>

「安全な交通環境整備」の観点においても、二輪車 駐車場整備に向けた取り組みは「二輪車ユーザーの 利便性向上」のみならず、「歩行者の安全確保」、更 には渋滞原因の1つである「路上駐車(迷惑駐車) を減らす目的しからも、近年、特に注力すべき政策 であると考えている。

しかしながら、2006年の道路交通法改正による違 法駐車取締りの強化により、市街地を中心に慢性的 な二輪車用駐車場の不足が顕在化し、日本全体では 一輪車駐車違反件数が激増(埼玉県:2010年上半期 全国ワースト5位) した結果、ユーザーの「二輪車 離れ」の状況にもなっている。

多くのユーザーは気軽に利用できる駐車場を望ん でおり、自転車駐車場における自動二輪車の受入れ を積極的に推進しようとしている国土交通省都市・ 地域整備局の取り組み(平成22年4月20日に発出 された国都街発第6号)を支持するが、まずは率先 して県庁の中に二輪車用駐車場を設置した上で、 県・市町村における各公共施設にも二輪車用駐車場 を確保・整備促進するように指導すること。また、 四輪用駐車場に二輪車が駐車してよい場合は、その 旨の表記をする必要があると考える。

なお、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れ にあたっては、安全上の問題から自転車とは区別し た駐車枠の設置が不可欠である。

総務部 管財課

県庁では、現在、自動二輪車を対象とした駐車場を7箇所 設けておりますが、自転車と共用となっており、専用の駐車 場はありません。

他の県有公共施設では、一部の施設において専用駐車場を 設けておりますが、地方庁舎や県立病院などは、県庁と同様 に自転車と共用となっております。

自動二輪車については、転倒の危険性などもあることから 専用駐車場を設ける必要があると考えております。

整備に当たっては、設置場所に限りがあることから、収容し 台数や駐車方法などの検討が必要であります。

このため、県庁では昨年11月、自転車の駐輪スペースと区 おいても自動二輪専用 分した自動二輪車専用の駐車スペースを試験的に設けたとこ ろです。

現在、利用状況や安全性、使いやすさなどを検証しており「期待する。 ますが、その結果を踏まえて、他の県有公共施設にも自動二 輪車の駐車スペースを設置してまいります。

今後とも、県民の皆様にとって安全で利用しやすい駐車場 の整備に努めてまいります。

福祉部 隨害者福祉推進課

総合リハビリテーションセンターにおいては、当面、既存の 駐輪場所を自動二輪車と自転車との区分けを行う形で専用駐 車場の整備を進めます。

なお、環境負荷、維持管理コストの少ない自動二輪車は、今 後利用者の増加も考えられますので、施設利用状況、利用者 ニーズなどの社会状況等を勘案しながら、整備を進めます。

精神保健福祉センター・精神医療センターについては、自動 二輪車用駐車スペース(7台分)を平成22年度に設置してお

\bigcirc – B

県施設における自動一 輪専用駐車場の設置や 優先エリアの確保、自 動車との兼用表示、試 験的なスペースの確保 など、安全なスペース の確保について一定の 前進がはかられたと評 価する。

今後は、市町村施設に 駐車場の設置に向け、 継続した必要な支援を

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	ります。	
	都市整備部 公園スタジアム課	
	県営公園における自動二輪車の駐輪については、基本的に	
	駐車場内を利用いただいております。	
	今後も、各公園の自動二輪車の利用状況を勘案し、必要な	
	誘導を図るなど、駐車場の適正利用に努めてまいります。	
	教育局 市町村支援部 生涯学習文化財課	
	県立図書館では、自動二輪車の駐車については、浦和図書	
	館では駐輪場を自転車との兼用で、また、熊谷図書館・久喜	
	図書館では駐車場を自動車との兼用で利用していただいてい	
	ます。	
	浦和図書館 では、平成 23 年度末に駐輪場内に一部自動二輪	
	車優先のエリアを設ける準備を進めています。また、熊谷図	
	書館・久喜図書館では、駐車場に自動二輪車を駐車してよい	
	ことがわかる表示を設置するなど、年度内に対応を行う予定	
	です。	
	川の博物館では、自動二輪車で来館される利用者が少ないた	
	め、特に専用駐車場を設けず、自動二輪車の駐車については、	
	自転車の駐輪スペースと兼用しておりました。	
	しかしながら、安全性の観点から従来の駐輪スペースを自動	
	二輪車と自転車とに地面表示によって区分いたしました。	
	病院局 経営管理課	
	県立4病院における自動二輪の駐車の現状は、県庁同様自転	
	車を対象とした駐輪場を自動二輪車の駐車スペースとして	
	います。	
	現在、自動二輪車の乗り入れ台数はそれほど多くはなく、専	
	用駐車場がないことによる不便の声は聞いていません。	
	県庁で昨年 11 月から試験的に設けた自動二輪車専用駐車ス	
	ペースの検証結果や自動二輪車の県立4病院の乗り入れ台数	

要請項目		評価・方向性
	が増加するなど、状況の変化が見られた場合は、適切な対応を取っていくことが必要と考えます。 都市整備部 都市計画課 公共の自転車駐車場などへの自動二輪車の駐車枠の設置は、地域の実情に合わせて、市町村が主体となり取り組んでおります。 県では、市町村に対し、国からの通知に加え、都市計画主管課長会議などにおいて、自動二輪車の駐車対策の促進を働きかけるとともに、先進事例紹介や国の交付金活用について周知を図っているところです。 その結果、自動二輪車が駐車可能な公共の駐車場および自転車駐車場は、平成24年1月現在では、14市町、31箇所で約3,900台の収容台数となっています。 しかしながら、自動二輪車駐車場の必要性は、引き続き高い状況にありますので、今後とも、自動二輪車の駐車場整備が進むよう、市町村に対し、条例の骨子案を参考に提供するなど、必要な技術的支援に努めてまいります。	\times – B
2. 自転車をより安全に利用するため、平成 21 年 7 月 1 日から一部改正された埼玉県道路交通法施行細 則について誰もが理解しやすいハンドブック等を作 成・配布し、積極的な道路交通法の周知徹底をはか ること。	県民生活部 防犯・交通安全課 県内の自転車乗用中の交通事故死者数は、例年、全国ワースト上位にあります。 平成 23 年の死者数 (44 人) は、平成 22 年と比較すると 4 人減少したものの、自転車利用者のルール違反やマナーの悪	○-A 県条例を制定するなど 一歩進んだ成果が得ら れたことから、完結と する。

<要請の根拠>

埼玉県においても自転車の利用率は学生を中心に 高いと見られるが、近年は健康志向や環境負担を考 慮した勤労者による通勤も増えている。事故を未然 に防ぐ観点からも交通ルールの周知徹底は不可欠で

今後は、この県条例を 埼玉県道路交通法施行細則は、公安委員会が所管する規定 広く県民に対していか に理解・浸透させるこ とができるか見極めた 街頭啓発活動、交通安全母親大会、子ども自転車教室、出しい。

さが大きな社会問題となっております。

機会をとらえて、実施しております。

ですが、埼玉県におきましても県民への周知・徹底を様々な

要請項目	県 回 答	評価・方向性
ある。さらに埼玉県では平成21年7月1日より埼玉 県道路交通法施行細則の一部が改正され、「携帯電 話を操作しての運転およびヘッドホンの使用などの 周囲の音が十分聞こえなくなるような状態での運転 が禁止された」にも関わらず、未だに携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの自転車利用が散見され ている。 また、自動点灯式ライト付自転車も増えてはいる が、夜間無灯火の利用が多分に見受けられる。これ らは、県民に対するPR不足により、ルールを知ら ないことに起因するとみられることから、わかりや すいハンドブック等を作成・配布するなど、より多 くの県民に対して積極的な周知・啓発活動が必要で ある。	張出前講座(交通安全まなび隊など)、交通安全イベントなどで、啓発チラシ等の配布や呼びかけ等を行い、広く県民に自転車の交通ルールの周知・徹底を図っております。 ・県のホームページへの掲載により周知しております。 ・四季の交通安全運動において、自転車の交通事故防止を重点目標とし、県警察本部、市町村、関係機関と連携して交通ルールの周知・徹底を図っております。 ・平成24年4月1日から施行される「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において自転車利用者の法令の遵守と自転車の安全な利用について定め、その周知のため、様々な広報を行っております。 今後も、あらゆる機会を通じて広く県民に自転車の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について周知・徹底を行い、自転車利用者のマナー向上に努めてまいります。	
V. エネルギー・環境・防災政策 1. 県民の安全と安心に向けて、大規模災害時には以下の災害情報の提供を徹底すること。 (1) 交通機関の運行状況等を含めた被災状況や避難情報は、各市町村と連携し防災行政無線を活用すること。 <要請の根拠> 3月11日の地震で発生直後から情報不足が明らか	危機管理防災部 消防防災課 市町村に設置されている防災行政無線は、広く地域住民に 情報を伝達するうえで有効な情報伝達手段です。 その運用につきましては、各市町村の運用規定に基づき実 施しておりますが、災害時においては、地域住民のほか帰宅	が機能していなかった

いります。

困難者などに情報が広く伝達できるよう市町村と連携してまり、いち早く対応がと

られたところと考え

る。訓練も含め、今後

の運用について注視す

る必要あり。

になった。例えば電車の運行状況は駅に行かないと

駅前など 1 箇所に滞留しパニックを回避する上で

も、広域に情報を流せる防災行政無線の活用が求め

わからない。帰宅困難者受け入れ施設を知らない。

など、避難方法などの情報入手ができなかった。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
られている。		
(2) 埼玉県防災メールのみならず、インターネット 媒体を活用した情報提供を開始すること。 <要請の根拠> 東日本大震災では、Eメールのように情報の受信を 待つ方式だけではなく、簡単にアクセスできるWE Bサイトが機能した。県民自らが情報を取りに行け る掲示板的なシステムの構築が求められている。な お、回線のビジーを避けるためにも、アクセス先を 被災地域から遠方に変更し開設できること(ミラー サーバーの設置等)も視野に入れて検討されたい。	災害時の情報発信については、インターネット媒体を活用した取組として、平成19年11月から楽天ブログを利用し「埼玉県危機管理・災害情報サイト」を開設し、パソコン、携帯電話から災害情報を取得できるようにしています。このため、このサイトを多くの県民に利用していただけるよう、彩の国だより9月号で紹介するなど、PRに努めております。	
2. 災害時要援護者の避難支援対策について、全市町村における個別計画策定を早期に完全実施すること。 <要請の根拠> 消防庁の調査では平成23年4月1日時点で「調査団体(1,644団体)のうち76.8%(1,262団体)が策定済となっており、平成23年度末までに策定を予定している349団体を合わせると98.0%(1,611団体)」となっている。 ※宮城県及び福島県内の全市町村並びに岩手県内の9市町村を、今回は調査対象外としています。しかし、埼玉県においては1自治体が平成24年度以降に全体計画を策定と回答しており、個別計画の策定状況では「未着手は9自治体(14.1%)と前回調査と比較し減少しているが、策定途中が45自治体(70.3%)と他県と比較し高い」ため、早期の完全	危機管理防災部 危機管理課 県では、これまで市町村が災害時要援護者の避難支援プラン(全体計画・個別計画)を策定するように、内閣府等と共催で意見交換会を開催するほか、市町村防災主管課長会議で市町村の取組を促してきました。 今年度は、福祉部と合同で災害時要援護者の避難支援対策に係る市町村担当者(福祉・防災)会議を開催し、市町村の取組を一層促しました。 その結果、市町村における避難支援プラン個別計画の策定状況は、平成23年12月1日現在で、策定・更新中16、策定中40、未着手7となっています。 今後とも引き続き、市町村において取組が進むよう、各種会議や研修会を通じて、必要な支援を行ってまいります。 《市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定状況》 H23.1.1 現在 H23.12.1 現在 策定・更新中・・・ 3/64 市町村 ⇒ 16/63 市町村	への働きかけや、策定 中の自治体に対する早 期策定を促す必要があ ると考える。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
実施を求める。	策定中 ・・・ 46/64 市町村 ⇒ 40/63 市町村 未着手 ・・・ 15/64 市町村 ⇒ 7/63 市町村 福祉部 高齢介護課 県では、全市町村で避難支援の個別計画が策定されるよう、平成23年7月5日付けで各市町村へ高齢介護課と危機管理課の連名通知を発送し、計画の早急な完成を働きかけております。 さらに、平成24年1月には各市町村担当者会議を開催し、個人情報の管理方法や自治会などで活用する場合の具体的な手続き等について詳細に説明し、未策定の市町村での策定が進むよう強く要請したところです。 また、高齢者の見守りなど地域の支え合い活動の立ち上げに取り組む市町村を補助する「高齢者と地域のつながり再生事業」を実施し、個別計画作成のきっかけとなる支え合いマップの作成を各市町村に働きかけ、現在、21 市町で策定が進められております。 今後も避難支援の個別計画の策定に、この補助制度の活用を促してまいります。	
3. 災害時の交通を確保すること。 (1)公共交通機関および救援物資輸送用の燃料を確保すること。 (2)埼玉県内が被災した場合においては、救援物資を輸送してきた車両に対して給油できる対策を講ずること。 <要請の根拠> 東日本大震災では、石油コンビナート事故も含め、燃料不足に陥った。直接大きな被害を受けていない	より確認) に必要な燃料の調達について、埼玉県石油業協同組合に対し協力要請を行うことになっております。 また、平成23年11月に埼玉県地域防災計画を見直して、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、その確保に努めることを盛り込みました。	△-B 輸送用燃料の確保については、業界との対応・調整は評価できると考えます。 運用面での対応を確認していく必要があると考えます。

てまいります。

にもかかわらず、埼玉県内では路線バスなどの公共

		<u> </u>
要請項目	県 回 答	評価・方向性
交通機関すら燃料の確保ができなかった。緊急の救援物資輸送用を含めて、災害時の燃料確保について制度化されたい。 今回、救援物資の輸送車両は、燃料不足により帰路を心配しながら走行していた。県内が被災した場合、円滑な救援物資受け入れのためにも、救援車両の燃料確保は被災地として今後の課題と考える。		
(3)停電時および停電復旧時の信号機の点滅機能な	警察本部 交通部 交通規制課	\times – C
ど、信号機の機能停止および回復時の事故防止対策を講ずること。 <要請の根拠> 信号機については急な停電により突然消灯し、復旧時には突然点灯して二次災害の危険性がある。歩行者保護も含め、非常電源や信号表示方法などについて改善が求められている。	停電時における信号機を稼働させるためには、自動起動式 発動発電機及び可搬式発動発電機の二つの方法があり、その 他、警察官の手信号で対応しております。 平成23年3月末現在、県下には9,944基の信号機が設置さ	- C

4. 自然エネルギーの推進については、地域・一般家 | 環境部 温暖化対策課 庭へのオフグリッド太陽光発電システムも推奨する こと。

<要請の根拠>

計画停電時に、各家庭の門にある郵便ポストが点灯 している住宅地(滑川町)があった。太陽光発電を 取り入れ、災害に強い街づくりをおこなう必要があ る。防犯の観点からも停電時などの対応として、玄 関灯や公共の街路灯などについても、交流 100V 電源 にこだわらない直流 12V のオフグリッド太陽光発電 を取り入れるべきである。

直流 12V 電源は高性能蓄電池や各種機器が充実し ており、簡易発電として注目されている。

※オフグリッド:独立型・ライフライン網から外れ た形態

オフグリッド(独立型)太陽光発電システムは、発電した 電力をバッテリーへ一旦蓄電し利用するもので、古くから電 源のない場所での道路標識などに利用されてきました。オフ グリッド太陽光発電システムは、蓄電池に蓄えた電気を利用 できることから、停電時にも有効なシステムです。

しかしながら、LED照明と組み合わせた街路灯や防犯灯 への適用は、停電時に灯りの確保ができ、防犯上の観点から も有効であると考えられる一方、蓄電池の容量の問題から、 曇りや雨が続いた場合、夜間に消灯してしまう可能性がある ので、その適用について検討してまいります。

エコタウンプロジェクトでは、太陽光発電を中心とした再しる。 生可能エネルギーやLED照明などの省エネ設備の集中的な 導入を進めるとともに、蓄電池なども備わったスマートグリ ッドを整備することとしています。

こうした取組を通じ、地域・家庭におけるエネルギーの地 産地消を具体的に進めるモデルを全国に発信してまいりま す。

県土整備部 道路環境課

道路照明灯は、交通事故防止に極めて重要な交通安全施設 であり、夜間における道路状況や交通状況を的確に把握する ため、明るさの基準が定められています。

現在照明灯を設置している限られたスペースにおいて、こ の明るさを確保するオフグリッド(電力会社に頼らない)太 陽光発電システムを設置することは非常に困難です。

また、オフグリッドでなく、買電との併用についても、設 置場所や設置コストの面などの課題が多いことから、設置が 困難です。

$\bigcirc -A$

オフグリットの有効性 は県も認めるところで あるが、街路灯への適 用は、技術的に困難と の認識である。

自然エネルギーの推進 という意味では、エコ タウンプロジェクトは 評価できるものであ り、今後の推移を見守

要請項目	県 回 答	評価・方向性
VI. 教育・子育て政策 1. 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、きめ細かい教育を実施するために、以下の施策を講じ、教職員の多忙解消・負担軽減を促進すること。 (1) いじめ・暴力行為・不登校等を防止するため、すべての公立中学校に専属のスクールカウンセラーを重点配置し、教育相談体制の充実をはかること。	教育局 県立学校部 生徒指導課 いじめ・暴力行為・不登校等の防止を図るため、スクールカウンセラーの配置をはじめ、市町村が配置する相談員への助成、スクールソーシャルワーカーの配置等、総合的な対策を推進しているところです。 親や教師とは異なる立場で、臨床心理に関する専門性をもつスクールカウンセラーが、児童生徒・保護者・教職員・相談員等の相談に応じることは、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に大いに役立つと考えています。本県においては、教育事務所・総合教育センターや全ての公立中学校、一部の高等学校にスクールカウンセラーを配置し、必要に応じて小学校や未配置の高等学校へも派遣し、児童生徒が抱える問題の解決に努めているところです。本年度も、勤務日数の拡充を図って対応しております。今後とも、いじめ・暴力行為・不登校等の防止のため教育相談体制の充実に努めてまいります。	スクールカウンセラー が配置されているが、 重点配置等、配置の仕 方に前進が見られな い。また教職員の多忙
(2)教育と福祉等の知識や経験豊富なスクールソーシャルワーカーを全市町村単位に配置すること。 <要請の根拠> 教育局内では数年前に「学校における多忙化解消検 討委員会」を設置し学校の負担軽減を、そして昨年は「学校における負担軽減検討委員会」を設置し教職員の多忙感解消方策を検討中とのことだが、いわゆる学校の「現場」では、児童生徒の学習を支援す	教育局 県立学校部 生徒指導課 児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられます。 このため、スクールソーシャルワーカーは、教育に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等と	`

要請項目	県 回 答	評価・方向性
るためのより一層の環境整備が重要である。 そこで学校内で働く教員や職員・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等、全ての学校のスタッフについて充実した人員体制を目指し、お互いに連携をはかることで教職員の多忙解消・負担軽減を促進し、児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。	のネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を 行っております。 今後もスクールソーシャルワーカーによる支援を継続し、 より効果的な配置をしてまいります。	
2. 県内全域で「子育て力」のレベルアップをはかり、地域全体で子育てを支援する社会を目指し、以下の施策を講ずること。 (1) 早期に全ての市町村が「地域子育て応援タウン」の要件を満たし、認定されるように各市町村に働きかけること。 (2) 「地域子育て応援タウン」の内容や認定について広く県民に周知し、子育てに参画する機会を提供すること。 <要請の根拠> 少子高齢化、核家族化が進むなか、子育て中の保護者に対する支援や子どもの健全な育成のため、県内全ての市町村において適切な子育て支援サービスを提供できる「地域子育て応援タウン」の認定を推進することが重要である。「地域子育て応援タウン」は下記の3つの要件を満たす市町村が認定される。 <3つの要件> 1.子育てに関する総合支援窓口を設置していること。 2.地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援拠点をおおむね中学校区に1か所程度	福祉部 少子政策課 地域子育て応援タウン認定制度は平成 19 年度に開始し、平成 23 年度までに全市町村の認定を目指し、推進してまいりました。 この度、平成 24 年 3 月 22 日の認定をもって、全市町村が地域応援タウンに認定されました。地域子育て応援タウンについては、県のホームページを活用して、県民への周知に努めております。また、認定を受ける市町村では、市町村のホームページや広報誌等を活用し、住民への周知に取り組んでいただいております。さらに、認定市町村には認定証及び認定マークを授与し、市町村窓口での掲示や印刷物等にマークを活用してもらうことにより、継続的な P R をお願いしております。	ン」県内すべての市町 村で認定済み。県の目 標達成。今後は各市町 村で積極的にPRし、 県内地域全体で子育て

要請項目	県 回 答	評価・方向性
設置していること。 3. 市町村子育て支援ネットワークを設置していること。 こと。 さらに、この子育て応援タウンの事を住民に広く周知していく事により、行政からの子育て支援だけでなく、多くの地域住民がその地域の子どもの子育てに参画できるような体制づくりが必要である。		
Ⅷ. 人権·男女平等政策		
1. 男女共同参画社会の実現に向け、県の審議会等に	県民生活部 男女共同参画課	\bigcirc – B
おいて以下の施策を講ずること。	「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」及び「埼玉県男女共同	女性のいない審議会に
(1)女性の委員のいない審議会を早期になくすこと。	参画推進プラン」では、審議会等における女性委員の割合を 平成23年度末までに40%にすることを目標に掲げています。 これまで、年次目標を定め女性の積極的な登用を促進する など女性委員の割合の向上に努めてきました。 上記プランに掲載された平成 18 年度の女性委員の割合は 30.5%でしたが、現在は35.9% (平成23年4月)です。 しかし、法令で委員構成があらかじめ定められている、推 薦団体の構成員に女性の人数が少ないなどに理由から、女性 の登用が進まない審議会があります(女性委員のいない審議 会は現在1件)。 今後は、推薦団体に女性の推進を働きかけるとともに、委 員構成の見直しを検討するなど、女性の委員がいない審議会 をなくすよう引き続き努力していきます。	る働きかけを要望する。また、審議会の女性割合については、23年度の目標に対しては未達ではあったが、女性比率が増加している
(2)審議会の女性の委員の割合を早期に平均 40% 以上にすること。 <要請の根拠>	「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」及び「埼玉県男女共同 参画推進プラン」では、審議会等における女性委員の割合を 平成23年度末までに40%にすることを目標に掲げています。	に向け全力をあげ取り 組むことを期待する。

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある 経済社会を構築するためには多様な人材の活用、多 様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点か ら、女性の参画をあらゆる分野において進めていく ことが必要である。

国では、2020年までに社会のあらゆる分野における指導的地位の女性が30%になるよう、管理職等への女性の登用などについて取り組みを進めており、国の審議会等の女性委員の割合は32.4%(平成20年9月)、埼玉県では35.9%(平成23年4月)となっている。しかしながら、審議会等によっては、女性の委員が極めて低い割合の審議会(埼玉県防災会議)や、女性の委員がいない審議会(埼玉県水防協議会)もあることから、女性の委員のいない審議会を早期になくしていくとともに、県が目標とする平均40%以上を早期に実現すること。

2. 子宮頸がん予防ワクチンの接種を継続推進するために以下の施策を講ずること。

(1) 県内の何処に居住していても子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう費用の助成をおこなうこと。

<要請の根拠>

子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発生率が一番高いがんであり、1年間に15,000人以上の女性が発症し、約3,500人が命を落としている。その原因は、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんである。

これまで、年次目標を定め女性の積極的な登用を促進するなど女性委員の割合の向上に努めてきました。

上記プランに掲載された平成 18 年度の女性委員の割合は 30.5%でしたが、現在は 35.9% (平成 23 年 4 月) です。 引き続き、年次登用目標や公募枠の設定などにより、審議

引き続き、年次登用目標や公募枠の設定などにより、審議会における女性委員の割合を早期に平均 40%以上とするよう努めていきます。

保健医療部 疾病対策課

県では、平成22年度に埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を設置し、一定の対象年齢の女性を対象に子宮頸がん予防ワクチン接種事業を実施している市町村に対し、子宮頸がん予防ワクチンの費用の一部を助成することとしました。

この助成制度により、平成23年度では、県内全ての市町村において、子宮頸がん予防ワクチン接種事業を実施することとなっております。

また、国の23年度第4次補正予算成立に伴い、24年度も子 すべてが無料で接種で

$\wedge - B$

県内すべての市町村に おいて補助事業が実施 されていることは評価 する。ただし、予防ワ クチン費用の一部助成 について、県からの補 助金は出されていな い。また、県内対象者 すべてが無料で接種で

要請項目	県 回 答	評価・方向性
HPVは性交渉で感染するため、10歳代の女性がワクチン接種に最も効果的であり、対象となっている。ワクチン接種は3回必要とされており、助成制度がない場合は4万円~6万円全額が自己負担となることから、公的助成が不可欠である。日本でも子宮頸がんを予防するワクチンの接種は2009年9月に認可され、2010年より対象年齢を限定し公費助成で接種が始まっている。しかしながら、公費助成は市町村によって制度に差があることから、県内何処に居住していても無料接種できることが望まれる。【ワクチン接種の費用負担状況】2010.9現在志木市(無料)、北本市(一部負担)、鴻巣市(無料)、三郷市(無料)、川越市(一部負担)、寄居町(無料)、ときがわ町(無料)、鳩山町(無料)	宮頸がん予防ワクチンの費用の一部を助成いたします。	きるわけでもない。 県内すべての対象者が 無料で接種出来るよう 再要請が必要である。
(2)子宮頸がんの原因・予防に関して、全市町村および県民へ情報提供をおこなうこと。 <要請の根拠> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の概念を踏まえ、女性の生涯を通じた健康支援をおこなうために、子宮頸がんの原因・予防に関する普及啓発並びに、情報提供をおこなうこと。 ※1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春	子宮頸がんの原因・予防等に関する普及啓発及び情報提供を行うために、例年、県民フォーラムを開催しております。また、看護学校の学生を対象とした公開講座を作っております。さらに、埼玉県医師会と連携し、パンフレットを作成し、イベント参加者や県内産科婦人科等医療機関に配布しています。 なお、全市町村に対しては、常に速やかな情報提供を行っております。	○一A 今後とも継続した取り 組みを期待する。

期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

(3)国に、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る費用を助成する制度を確立し事業の継続を求めること。

<要請の根拠>

世界 100 か国以上でこのワクチンが承認され、先進国 26 か国で公費によるワクチン接種が行われている。このワクチンにより国民の健康づくりが推進され、子宮頸がんによる死亡者の減少をはかることができることから、国に対して、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る費用を助成する制度の確立と、事業の継続を求めること。

3. 高齢者の孤独死の防止にむけて、単身高齢者世帯 の実態を把握し、単身高齢者を一人にしない地域で のネットワークを構築すること。

<要請の根拠>

埼玉県は核家族世帯の割合が 64.4%と全国の57.9%より6.5ポイント高く、全国2位となっている。今後、単身高齢世帯や高齢夫婦世帯の急増が予測され、その要因として都内で働く「埼玉都民」といわれる人たちは、地域でのつながりが薄い人たちが多いといわれている。地縁や血縁の結びつきが薄れつつある今、高齢者が地域の中で孤立せずに安心して暮らしていくためには、早期に単身高齢者世帯

子宮頸がん予防ワクチン接種の事業を継続して実施するために、国に対して、予防接種法に基づく定期接種とするように要望しております。また、安定定な接種体制を確保するために、必要な財源措置やワクチンの供給体制の強化を合わせて要望しております。

福祉部 高齢介護課

単身高齢者世帯の増加や地域における人間関係の希薄化などにより、孤独死は誰にでも起こる可能性があり、県としても危機感を持って取り組まなければならない課題と考えております。

そのため、県では、高齢者の見守りなど地域の支え合い活動の立ち上げを支援するため、市町村の取組を補助する「高齢者と地域のつながり再生事業」を平成23年度から実施しております。

また、単身高齢者の具体的な支援を行うためには、対象者 報道では個人情報の取の早期把握と継続的な見守りも極めて重要と考えおります。 り扱い規定をクリアで そこで、要援護高齢者支援ネットワークを立ち上げ、民生 きないとして異変に対

$\wedge - B$

$\times - B$

要請項目

の実態を把握し、現在 236 か所設置にされている地域包括センターの充実強化をはかるとともに気軽に立ち寄れる居場所づくりや地域での見守りを強化する等、一人にしない地域でのネットワークを構築す

県 回 答

委員や新聞配達、銀行、ガス、電力会社など、高齢者と接する機会の多い方々による多方面からの見守り活動を実施して おります。

これらの施策を総合的に推進し、地域住民が近隣に住む単身高齢者を孤立させず、悲惨な孤独死の防止に努めてまいります。

評価 • 方向性

する情報提供は難しい現 との報道があってのいるでででいるのがでででいるのができる。 とこうが機能しているのが疑問である。 との実力が性をあると考える。 は、とこのではいるではいるではいる。 と考える。

Ⅷ. その他の政策

ること。

- 1. 県内すべての選挙における投票率向上に向けて、以下の施策を講ずること。
- (1) 県民の選挙認知の向上に向けて、より一層広報 活動を強化して、有権者へ投票行為参加への啓蒙を はかること。

<要請の根拠>

連合埼玉が県内全市町村を対象に実施した「投票率向上への取り組み」調査では、多彩なアイデアが回答されたにもかかわらず、第17回統一地方選挙では、県議選の全国最低をはじめ過去最低を記録した。また、7月31日投・開票で実施された知事選でも、24.89%と全国最下位の過去最低を更新した。

市町村議員選挙以外は、候補者宣伝カーの台数も少なく、選挙期間はもとより投票日すら認知されていない。ポスター等の掲示については、公営掲示板の隣に設置するなど、自然と目に付く場所を活用すべ

企画財政部 市町村課

県選挙管理委員会では、国民が政治に参加する最も重要な機会である選挙において、本県の投票率が過去最低となった結果について深刻に受け止めております。

このため、平成23年9月に県政サポーターに対し投票行動及び選挙啓発に関する緊急アンケートを行いました。

その調査結果等を参考にしながら、平成24年3月に「投票率向上のための調査報告書」を作成し、要請いただいた事項についても次のとおり取り組んでいくこととしました。

県選挙管理委員会ホームページのコンテンツの充実、県政 情報のさらなる発信等を行い、広報活動を強化してまいりま す。

$\bigcirc -A$

要請に対する回答は、 評価できる。今後の対 応を見極めていきた い。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
きである。 また、県外や市外へ通勤・通学している場合には、 平日に不在のため地域の情報だけでは周知しきれない。県民の参政権の意識向上へ県の取り組み強化が 求められている。		
(2)特に新成人や20代・30代の投票率向上へ、企業・大学等と連携した取り組みをはかること。 <要請の根拠> 過去の選挙結果から年代別投票率を見ると、20代 30代の投票率が低迷している。小・中・高校での教育もあるが、選挙権のある若年層を対象に大学・専門学校や事業者(企業)と連携した投票促進への取り組みが求められている。	大学生の選挙啓発活動への参画を促すため、大学と連携した取り組みとして平成24年度より「埼玉県選挙カレッジ」を実施いたします。	
(3)駅・大型ショッピングセンター等、日常的に有権者が利用する施設へ期日前投票所を設置すること。 <要請の根拠> 期日前投票は居住地の役所が投票所になっているが、日常的に役所を訪れる有権者は少ない。県民の生活導線を考慮し、わざわざ出向かなくても日常的に訪れる施設での期日前投票所の開設が求められている。	駅、大型商業施設等、集客施設への期日前投票所の設置に向けて、県内設置市町村の事例集を作成し、市町村へ配布いたします。 また、設置検討市町村に対して個別助言を行い、集客施設への期日前投票所の設置を支援してまいります。	